

第3回

議会議員の定数等に関する検討小委員会 会議資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第3回 議会議員の定数等に関する検討小委員会

日 時 平成14年7月15日(月)
午後1時30分～午後3時30分
場 所 高富町役場3階 会議室303

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

協議事項

協議第2号 議会の議員の定数、任期及び選挙区の取扱いについて(継続協議)

確認事項

○ 第4回小委員会開催日程等について

4. そ の 他

5. 閉 会

議会の議員の定数、任期及び選挙区の取扱いについて

1. 議会議員の在任特例制度を適用する。

(1) 在任期間 _____

(2) 理由

2. 議員定数

(1) 定数 _____

(2) 理由

3. 選挙区を設けるか否か。

・選挙区を設ける場合は

(1) 選挙区数 _____

(2) 選挙区毎の定数

(3) 理由

【議会議員の在任特例の設置理由】

合併の効果がより一層確実に発揮され、市町村建設計画をより適切に実行できるようにするためには、合併前の各合併関係市町村の議会の議員が合併後も引き続き合併市町村の議会の議員であることを一定期間保証することにより、その意見を予算編成等に反映させ、市町村建設計画の実効性を高めていくことが望ましいこと。

合併特例法制定時には、在任可能な最長期間については「1年」とされていたが、市町村建設計画の円滑な実施のためには、議員の選挙の実施が合併後少なくとも1会計年度を経過した後とすることが望ましいことから、平成7年の合併特例法の一部改正において、「2年」に延長された経緯がある。

合併後の市町村の均衡ある発展を配慮するという見地から、合併関係市町村のうち役場が廃止される、人口が流出する等により寂れることが懸念される地域の代表制を確保するため。

現議員は、概ね現市町村内の各地区から選出されており、合併後の過渡期に地区の住民の声を届けやすい。

合併関係市町村の議会の議員が合併に伴い身分を失うということが合併の障害となる場合もあるため。